

先ほどお答えさせていただいたように、こちらからもやはり声かけはしますが、しかし主体は、やはり高校側にあると私は思っております。その辺を、私はご理解いただいて、このことについては取り決めていきたいと思っております。こちらから、やはり行政が内容をお示しするようなわけには行かないと思っていますので、組織化をまずやって、その中で詰めていくのが、そういう形がどうなるかはわかりませんが、組織化について声かけをさせていただきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

五十嵐議員。

○17番（五十嵐健一郎君）

組織化、ぜひ、お願いしたいと思えますし、この3月で上早川小学校が統合されます。小中で、1つの小中学校が何年も何年も、地域に入ってやっと、地域の方々の納得いくまで話し合いをして、何回も何回も行って地域に入って、ようやく合意形成なんですよ。これも大変なのに、高校がなくなるというのは大変なことだと思うんで、ぜひ、その辺も含めてお願いしたいというように思いますので、一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（倉又 稔君）

以上で、五十嵐議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。

再開を3時5分といたします。

午後2時50分 休憩

午後3時05分 開議

○議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を開きます。

次に、新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。〔16番 新保峰孝君登壇〕

○ 16 番（新保峰孝君）

日本共産党の新保峰孝です。

私は介護保険法改定への対応、北陸新幹線の騒音対策、国民健康保険、65歳定年制について、米田市長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

1、介護保険法改定への対応等について。

- (1) 介護保険法改定の内容は、多くの高齢者を介護サービスから除外し、利用者に負担増を押し付けるものとなっているが影響はどうか。

要支援1、2の人の訪問介護と通所介護の介護保険給付外しと市町村事業への移行により、どれだけの人が影響を受けるか。

今年4月から、特別養護老人ホームへの入所は原則要介護3以上に限定されたがどのように対応しているか、影響はどうか。

8月から合計所得160万円以上の人の利用料負担が2割に引き上げられたが、該当者数はどれくらいか。高額介護サービス費負担上限の引上げによる影響はどうか。

低所得者の補足給付対象の厳格化による影響はどうか。

多床室の基準費用額引上げにより負担増となった方はどれくらいいるか。

- (2) 介護予防・日常生活支援総合事業（新総合事業）の問題点、課題についてどのように捉えているか。

低廉な単価のサービス普及をどのように捉えているか。

「認定に至らない高齢者の増加」をどのように捉えているか。

自立の促進とは、どのような内容か。

- (3) 介護体制、施策を後退させず、施策を充実させる取り組みが必要ではないか。

慢性的な人手不足と言われている介護事業所に対し、現行予防給付の報酬単価が確保できるようにすべきでないか。

無資格・基準緩和の「訪問型及び通所型サービスA」は導入すべきでないと思うがどうか。

「住民ボランティア」等については、現行相当サービスの「代替」や「移行先の受け皿」としては無理があるのではないか。社会資源として育成する事業に位置付けた方がよいのではないか。住民による「互助サービス」は、補完的・補助的な役割を果たすものとして位置付けるのが実態に合っていると思うがどうか。

要介護認定を省略し申請を抑制することがないようにすべきと思うがどうか。

国に対し総合事業費の上限を撤廃し、必要な費用の保障を求めることが必要ではないか。

- (4) 今後の基盤整備のため、地域医療介護総合確保基金の活用についてどのように考えているか。

- (5) 要介護、要支援認定者に対するアンケートで、介護が必要になった主な原因に、高齢による衰弱、認知症、脳卒中、骨折・転倒、関節の病気等あるが、介護が必要にならないための健康づくり、介護予防についてどのように考えているか、課題は何か。

2、北陸新幹線の騒音対策について。

- (1) 北陸新幹線の騒音被害の状況は把握しているか。

+

- (2) 騒音の解決策について、関係住民の方たちとの話し合いはもったか。
- (3) J R の考える騒音対策と関係住民の要求との関係はどのようになっているか。
- (4) J R との連携はとれているか。
- (5) 今後の対応についてはどのように考えているか。

3、国民健康保険について。

- (1) 当市の国民健康保険における医療費は、高血圧、脳こうそく、虚血性心疾患、糖尿病が県平均を上回っており、県下でも高い状況とのことだが、どのようになっているか。
- (2) 総合的な健康づくりの取り組みで健康寿命を延ばすこと、そのための体制の強化、病気の早期発見・早期治療が必要と思うがどうか。
- (3) 特定健診受診率の引上げが必要と思うが、どのように取り組んでいるか。
- (4) 有業率の高さや趣味、公民館活動等、身体を動かし脳を使うことが健康寿命を延ばすことにつながっていると言われております。関係部署の連携はどうなっているか。
- (5) 人口減少と高齢化が進む中、国保加入者も減少している。それに伴い国保税の負担が重くなっていくことになる。一般会計からの繰り入れを考えるべきではないか。
- (6) 国の負担割合を2分の1に戻さなければ、地域間のアンバランスを是正することはできず、過疎の進む地方ほど、重い負担を背負うことにならざるを得ない。国に対し強力に、国の負担割合を2分の1に戻すことを求める必要があると思うがどうか。

4、65歳定年制について

- (1) 「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律」が2013年（平成25年）4月1日から施行された。市職員はどのようになっているか。
- (2) 一定期間、無年金・無収入となる者が生じる可能性があるということだが、どのように考えているか。
- (3) 糸魚川市は、どのような考え方で対応しているか。労働組合との関係ではどうか。

以上、1回目の質問といたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

新保議員のご質問にお答えいたします。

1番の1点目の1つ目につきましては、総合事業へ移行する人数は150人と見込んでおります。2つ目につきましては、制度改正がありましたが、大きな影響はありません。3つ目につきましては、161人が2割負担となっております。また、高額介護サービス費負担上限の引き上げにより、負担がふえた方がおられますが、サービスの利用状況に大きな変化は見られません。

4つ目につきましては、配偶者の課税状況や、預金などが勘案されたことにより、食費・住居費の補足給付が受けられず、自己負担がふえる場合もあります。

5つ目につきましては、負担がふえた特別養護老人ホームの多床室利用者は22人です。

2点目の1つ目につきましては、サービスの選択肢がふえ、高齢者の社会参加と介護予防、要支

援状況からの自立の促進へつながるものと捉えております。

2つ目につきましては、健康な高齢者がふえることは社会的に望ましいと考えております。

3つ目につきましては、少しでも介護度が改善することを目指して生活することと考えております。

3点目の1つ目につきましては、現行の予防給付の報酬単価を確保する予定であります。

2つ目につきましては、基準緩和の中には、専門性を必要としない家事援助の担い手の確保や、短時間でデイサービスなども含まれており、ニーズに合った方法で導入していきたいと考えております。

3つ目につきましては、ボランティアによるサービスは、柔軟性と多様性というメリットがあり、十分、受け皿になると考えております。また、高齢者がボランティアになることで、自身の介護予防や生きがいにつながることも期待をいたしております。

4つ目につきましては、申請を希望する方については、受け付けを行ってまいります。

5つ目につきましては、国への要望は考えておりません。

4点目につきましては、市内の施設整備等に活用してまいります。

5点目につきましては、高齢者の介護予防には、若いときから健康に対する意識を高め、よい生活習慣を身につけることが大切であり、生涯を通じての健康づくり支援が重要であると考えております。

2番目の1点目につきましては、地元自治会と連携し状況を把握いたしております。

2点目につきましては、鉄道・運輸機構と連携した地元説明会や自治会役員との話し合いを行っております。

3点目につきましては、騒音の音源対策について、鉄道・運輸機構へ地元の要望を伝えております。

4点目につきましては、鉄道・運輸機構を通じて、JRへ対策の早期実現を要望しております。

5点目につきましては、音源対策と住宅の防音工事の早期実施に向けて進めてまいります。

3番目の1点目につきましては、高齢者比率が高いことから県平均より高くなっておりますが、循環器系、内分泌系の医療費は、入院では減少傾向、外来では横ばい状態となっております。

2点目につきましては、ご質問のとおりであると認識いたしております。

3点目につきましては、個別案内や検診料金の助成を初め、休日や医療機関での検診など、受診しやすい体制づくりに努めてまいります。

4点目につきましては、関係課による庁内委員会を設置し、連携を図ってまいります。

5点目につきましては、国民健康保険事業の保険税については、受益者の負担で行うべきものであり、一般会計からの繰り入れは、できるだけ避けたいと考えております。

6点目につきましては、引き続き、財政基盤の強化を国へ要望してまいります。

4番目の1点目につきましては、法律の規定により、公務員は適用除外となっております。

2点目につきましては、職員の意欲と能力に応じて再任用に努めますが、全職員の再任用を前提としたものではありません。

3点目につきましては、再任用職員数の増加による、新採用職員数などへ影響があることから、職員労働組合との協議を経て、年金の支給開始年齢までの運用といたしております。

以上、ご質問にお答えいたしました。再度のご質問によりましては、所管の部・課長からの答弁もありますので、よろしくお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○16番（新保峰孝君）

介護サービスからの除外、負担増の影響に関してであります。消費税導入時から社会保障のためと言われ続けておりますけれども、実際にはそのようにはなっていないと思います。

今回は、地域包括ケアでは5つの構成要素、介護・医療・住まい・生活支援・介護予防のうち、生活支援と介護予防の主要な担い手を、公的なものから自助、互助へと置きかえていくものとなっております。

当市は、新総合事業への移行をどのように考えておりますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

新総合事業の移行につきましては、糸魚川市といたしまして、まず、地域の支え合い体制や生きがいづくりを生かした地域、また、介護予防と自立支援をポイントとして考えているところでございます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○16番（新保峰孝君）

介護予防・日常生活支援総合事業、新総合事業でありますけれども、この問題点、課題の関係であります。

訪問介護、通所介護を介護保険から外すことによって、認定に至らない高齢者をふやすと同時に、要支援1、2の公で支えているものを、自助、互助に置きかえることによって、安上がりなサービスにしていくということと同時に、当市のように、こういうふうなことによって、これらを推進することによって、当市のような人口減少、過疎が進む地域にとっては、介護を支える基盤が崩されていくということにもなりかねないというふうに思います。

このような点も考えながら、取り組んでいただきたいというふうに思いますが、先ほど、地域の支え合いとか、あるいはそれぞれ支援をし合うような形を考えていくということなんです。今の糸魚川市の状況の中で、果たしてそういうことができるのかどうかというふうな気もするんですけども、いかがお考えですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

総合事業のサービスの中には、訪問型サービス、通所型サービスがございまして、その中で総合事業のほうに移行する場合、今現在、考えておりますのは現在のサービス、訪問介護事業所が提供しているヘルパーさんの事業。また、通所型サービス、現行のサービスでいいますと、予防通所介護、介護保険の事業所でやっております通所のサービスを、まず、現行のサービスを段階的に移行したいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○16番（新保峰孝君）

4月から、介護報酬単価が引き下げられましたけれども、介護事業所が慢性的な人手不足と言われている原因は、どこにあると思われますか。介護事業所の確保は、糸魚川市の介護事業を維持していく上で、かなめとなると思いますけれども、どのようにお考えでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

介護の事業所にとりまして、スタッフの方が不足しているということは承知しているところでございます。

しかしながら、今現在では基準に合っている職員の体制づくりはできているというふうに考えております。しかしながら、スタッフとして仕事をさせていただくために、今年度から介護の従事者に対する補助金制度も行っておりますし、また、学生さんへの貸与の制度も始めまして、介護の仕事についていただきたいというところで取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○16番（新保峰孝君）

力を入れて取り組んでいるということのようでありますが、いろんなそういうふうな取り組みで、介護事業所が維持されてサービスの低下にならないように、市町村事業への移行に当たっても、介護予防事業者の活用を進める必要があると思いますけれども、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

+

- 福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

今現在も、新総合事業に移行するに当たりまして、各事業所の方と相談をさせていただいております。その中で、どんな方法で進めていけばいいのかというところも協議しているところがございます。介護保険事業所を排除するということは、全く考えておりません。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

- 議長（倉又 稔君）

新保議員。

- 16番（新保峰孝君）

同時に、全国一律の介護報酬から、今度は新総合事業に移行される事業では、市町村が独自に、市町村といいますか、市が、糸魚川市が独自に設定することになりますが、単価においても現行予防給付の報酬単価を、事業者が確保できるようにする必要があると思いますが、どのようにお考えでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

- 議長（倉又 稔君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

- 福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

+ 段階的に現行のサービスを、来年度、移行したいというふうに考えておりますが、その段階では、今の報酬を維持するということで考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

- 議長（倉又 稔君）

新保議員。

- 16番（新保峰孝君）

これまで、訪問介護と通所介護の介護保険給付を利用していた方たちが、給付を外されて市町村事業移行ということになるわけですが、サービスを低下させないという姿勢が大事だと思います。現行相当サービスを維持する必要があると思いますが、いかがお考えでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

- 議長（倉又 稔君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

- 福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

現行サービスの維持をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

- 議長（倉又 稔君）

新保議員。

○ 16 番（新保峰孝君）

先ほども少し述べましたが、現行相当サービスの代替や、移行先の受け皿としての住民ボランティアや住民による互助サービスは、行政がこうやりますと言ってできるものではないと思います。市民の中でのボランティアの定着度、高齢化が進む中での安定性等考えれば、そう簡単にできるとは思いませんが、住民ボランティアや住民による互助サービスを、どのように捉えていらっしゃると思いますか。事業所と同じような水準でやってもらえると思いますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

住民ボランティアさんに関しましては、これから養成をする必要があるというふうに考えています。

また、介護保険事業所と同じレベルでというところでは、そういうふうにはならないというふうに思っています。

また、今現在、ヘルパーさんを利用している方が、どんなサービスを要求しているかというところの中では家事援助、特に居室の掃除というところが非常に多くございます。そういう部分では、住民ボランティアさんにやっていただける、そういう事業になるのではないかとというふうに考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○ 16 番（新保峰孝君）

介護保険サービスが改定されますと、明らかに要介護という人は要介護認定に回すけれども、それ以外の方は、25項目のチェックリストで間に合わせてもよいということになっております。特に専門職でなくてもよいということになっておりますので、窓口職員によって、大きな差が出る恐れがあります。

介護認定を省略し、申請を抑制することのないようにすることは、介護保険料を払っている市民に対しての礼儀だと思いますが、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

先ほどもお話しさせていただきましたが、総合事業への移行の中でポイントといたしまして、介護予防と自立支援というようなお話をさせていただきました。

その方にとって、地域で、また自宅で自立した生活を送るために、どんな支援が必要なのかというアセスメントを十分にさせていただき予定にしておりますし、今現在、地域包括支援センター、または居宅介護支援事業所と協議を進めているところでございます。

また、利用者の方から、どうしても申請が必要だということであれば、それを拒むものではございません。まず、その方の生活支援、何が必要なのかということ、十分、協議させていただきたいと思っておりますし、アセスメント後も、各事業所で差があるということではいけませんので、そこをチェックする、チェックの場所も位置づけも、市のほうでやる予定にしております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○16番（新保峰孝君）

総合事業は、後期高齢者の伸び率以内に抑えることになっておりますけれども、重度化予防をこれ以上に推進するのであれば、国に対して、初期の段階からの取り組みである総合事業費の上限を撤廃して、必要な費用の補償を求めることが必要になってくるのではないかというふうに思うんですが、先ほどはそういうようなことはないというような答弁でありましたけども、やっていくと、そういうのにぶち当たるんじゃないですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

市の予算も国の予算も限られているわけでございますので、その中で総合事業をどのように推し進めていくかということにつきましては、工夫が必要だろうというふうに思っております。

また、どのように事業予算を抑える、そういうことではなくて、その方にとっての生活支援だということを踏まえながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○16番（新保峰孝君）

介護が必要にならないための健康づくり、介護予防についてであります。

高齢による衰弱、認知症、脳卒中、骨折・転倒、関節の病気等が、介護が必要になった主な原因であれば、介護が必要にならないための健康づくり、介護予防を考えると、これらの対策を重点的に、一定年齢以上の全市民対象に取り組むことが必要だと思いますけれども、どのように取り組んでおられますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

山本健康増進課長。〔健康増進課長 山本将世君登壇〕

○健康増進課長（山本将世君）

お答えをいたします。

一定年齢以上の方、全てという考え方ではございませんが、やはり今、認知症につきましては、先ほどの一般質問の中でもお答えさせていただきましたが、運動、計算等を取り入れる形の中での運動教室、また食生活等につきましては、今まで市独自で取り組ませていただいておりますが、なかなか難しい関係から、職域、事業所との連携の中でより若い世代から、より多くの方にそういったものに関心を持っていただく、そういった取り組みを進める中で、お年寄りになっても元気にお過ごしいただけるような体制をつくっていきたいというふうに考えておるところでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○16番（新保峰孝君）

例えば、高齢による衰弱ということについても、だんだん高齢になってきて、運動不足で機能障害を起こしてきているというものを、この中に入れるとすれば、当然、これは自然現象なんだということにはならないわけですね。そういうことも含めて、希望者や意識して取り組んでいる人たちを対象に取り組むだけでは、私は済まないというふうに思います。対象となる一定年齢以上の方たち全体を対象にした健康づくり、介護予防に取り組むような施策になっているのかどうかというのを、お聞かせ願いたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

山本健康増進課長。〔健康増進課長 山本将世君登壇〕

○健康増進課長（山本将世君）

お答えをいたします。

まず、健康づくりににつきましては年々、地区運動教室、より幅広くご参加いただける体制をつくってるところでございます。議員、今おっしゃる部分には、そういったところに、おいでにならない方々をどうするのかという部分かと思えますけども、やはりそういった部分につきましては、お願いをして出てきていただくというわけにもまいりませんので、やはりそれぞれ地域の皆様方から、そういった衰弱とか、そういった情報を小まめに、情報を入れる中で、私どものほうから個別に対応させていただくことが大事だというように思ってるところでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○16番（新保峰孝君）

いろんな事業をやるときに、こういう事業をやりますよと言って、集まってこられる方たちが考えている、自分の体をどういうふうにしようかということを、意識的に考えていらっしゃる方たちなんですよ。そうでない人たちにも参加していただけるためには、どういう仕組みをつくるかという、そういうことが必要なんではないかなと。

これは、介護ということだけでなく全体の取り組み、それが介護にもつながってくるという考え方なんです、そういうところで介護という点でいうと、体制的に、人的体制、これは十分、間に合っているのかどうかというふうに思うんですが、この点はいかがでしょう。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

介護という形になりますと、65歳以上の場合であれば、福祉事務所のほうで担当させていただいております。

その中で、介護予防事業教室ということで、いろんな教室を開いています。その教室につきましても、直営ではなくて委託の部分もございますし、専門職、保健師もおりますので、各地域のほうに出向くことも可能でございます。

また、地域包括支援センターも各地区にございますので、その中でいろんな教室を通して、介護予防事業に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○16番（新保峰孝君）

この介護度を下げるためには、どうしても、もう少し幅を広げて取り組んでいく必要があるんじゃないかというふうに思います。介護が必要にならないための健康づくり、介護予防にしっかり力を入れて、取り組んでいただきたいと思います。

北陸新幹線の騒音対策についてであります。

高崎・長野間の北陸新幹線騒音防止等調停申請事件は、長野県と群馬県の住民から、日本鉄道建設公団（当時）を相手に調停を求める申請が出されたものですが、調停委員会からＪＲ東日本に対し、環境保全のための体制を確立することと、関係地方公共団体や地元との窓口を、明確にすることが要請されております。

糸魚川市はＪＲ西日本の管轄地域ですので、関係者はその後、鉄建公団がその後、名称が変わり、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構というふうになりました。それとＪＲ西日本、新潟県、糸魚川市の４者と、関係地域住民ということになると思いますが、それぞれの窓口は明確になっておりますか。それと同時に、それらの関係団体、一緒に話をする、そういう機会というのはありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

渡辺定住促進課長。〔定住促進課長 渡辺 勇君登壇〕

○定住促進課長（渡辺 勇君）

お答えいたします。

鉄道・運輸機構、それから県、市については、それぞれ担当課がございまして、窓口等について

は明確になっております。また、地元につきましても、各区長さんなりおりますけども、糸魚川市では、北陸新幹線対策協議会というのがございまして、これは能生地域、糸魚川地域、青海地域の各関係区等が集まった組織もございまして、その辺も含めた中で、対策はとっておるということでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○16番（新保峰孝君）

新幹線鉄道騒音に係る環境基準では、住宅地70デシベル以下、商工業用地等75デシベル以下となっております。環境基準達成は開業時直ちとなっております。

3月14日に開業して、9カ月になろうとしておりますが、まだ環境基準を達成するための工事が行われていないように思います。どのようになっているのか、お聞かせください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

渡辺定住促進課長。〔定住促進課長 渡辺 勇君登壇〕

○定住促進課長（渡辺 勇君）

国の環境基準については、住宅地で70デシベル以下については、確かに新幹線開業時直ちということになっておりますが、今、国のほうの環境基準の測定も行っております。その結果につきまして、結果が出ればやはり、直ちということにはなろうかと思いますが、それも一応、努力義務という形になります。

ただ、今、やはり音源対策としまして、トンネル工の緩衝口の塞ぐ工事、それからこれはJR西に委託で、委託協定を結んで、今年度中に工事を完了したいということでございます。それからまた、明かり区間については、吸音板の設置も行いたいということでございます。

また、そのほかにも、何ができるのか、どうすればいいのかというのを検討中ということでございますので、その2つだけじゃなくて、ほかにも音源対策については検討を行っておるという状況でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○16番（新保峰孝君）

1つは、鉄道建設・運輸施設整備支援機構が騒音の調査をしていると。これは、市に報告はあるのかないのか。なければ、報告を求めると、そういうことはできないのか。

今、国のほうで調査をやられているということでありますけども、市もそういう調査結果の数字を持っていないと、なかなか話をするときに話づらいんじゃないかと思うんですね。明確にこうだということがあれば、はっきりと言えるでしょうけども、そういう点で、市独自調査をするという方法もあると思いますけども、その調査結果を市も把握しておく。関係者にも、それが通知されるというふうにする必要があると思いますけども、いかがですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

渡辺定住促進課長。〔定住促進課長 渡辺 勇君登壇〕

○定住促進課長（渡辺 勇君）

2次測定とかそういうものを機構で行っておりますけども、その対象範囲等については一応、把握はしております。ただ、その結果等については、機構のほうでは非公開という形にはなっておりますが、例えば地元に関わりして、おおよその数等については、把握をしておるところでございます。

それと、市の独自の調査ということでございますが、基本的には資格を持った者が、機構なりそれなりでやっておりますし、国の基準に基づいて測定をしておりますので、そのところは信頼できる数字ではないかというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○16番（新保峰孝君）

市が把握しているということが大事だと思うんですね。おおよそ把握ということでなくて、きちんと把握ということで、ぜひ、してもらいたいと思います。

それで、柱道の説明では、住宅の防音対策は、1部屋分の費用しか出せないと言われたうちもあったということであります。1部屋分というのもおかしいと思います。いってみれば、加害者が加害の額を決めるということになります。

環境基準を守らせるのは、自治体として当然のことだと思いますけれども、どのようにお考えですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

渡辺定住促進課長。〔定住促進課長 渡辺 勇君登壇〕

○定住促進課長（渡辺 勇君）

基本的に、環境基準を守るというのは、機構のほうの設備のほう、例えば防音対策のほうでやることでございます。それが、時間がかかったりそういうことから、その前に、例えば超えてるところについては、各関係、例えば家屋について、助成事業で防音対策を行うという形にはなっております。

今ほど言われた、例えば人数に応じて、対象の部屋が決まってくるということで、ひとり住まいのお宅については1部屋しか対象にならないということでございます。これについては、私のほうも、それでいいのかという懸念を持っておりまして、何とかならないかということで、機構のほうにも、その辺については要望をいたしておるところでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○16番（新保峰孝君）

ぜひ、強力に求めてもらいたいと思います。

1974年に、騒音振動の差しとめと、1人100万円の損害賠償を求めて起こした、名古屋新幹線訴訟では、過去の損害賠償は、ほぼ認められましたけれども、将来の損害賠償は認められなかったと。双方が最高裁へ上告した後で、和解が成立しております。訴訟後、騒音に関する環境基準が定められて、騒音対策が強化され、沿線住民への一定の補償、防音・防振工事の助成などの対策が進められるようになったとのことでもあります。

被害住民の声を聞いて、騒音被害の実態を、きちんと把握する必要があるというふうに思います。それぞれの、先ほど60件対象と言われましたけれども、それぞれの状況は把握をされておりますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

渡辺定住促進課長。〔定住促進課長 渡辺 勇君登壇〕

○定住促進課長（渡辺 勇君）

個々のお宅の、例えば中に入って確かめたということではございませんが、その地域において、やはり新幹線が通る騒音等については、外で確認はいたしております。個々ではなくて、その地域地域で一応、確認はいたしております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○16番（新保峰孝君）

市では、おおよそ把握ということですけども、新潟県は把握されているのでしょうか。例えば環境省の調査は、県のほうはそれをそのままもらって、しっかりとそれを掌握してると、把握してるということなんでしょうか。それは機構からでも国からでも、どこからでもよろしいですが。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

全部の家屋ではないですけども、能生地区の柱道で一番、騒音・振動の多い家庭につきましては、私もそうですし、市長も現場へ行って、実際、新幹線の通るところをきちんと、その辺を体験してるということでもあります。また、私のほうでは先日、そのお宅へ行って中に入れてもらって、実際の騒音・振動も経験をしたところでもあります。

もう11月になりましたんで、正直言って、騒音はさほどでなくなったんですけども、ただ、振動は少し予想以上に多かったと、大きかったということで、その結果を持って鉄道・運輸機構の長野事務所のほうへ行って、要望してまいりました。

特に、何ていいですか、ひとりですと1部屋しか防音工事をしないというのは、それは鉄道・運輸機構の基準ですけども、基準とかそういう決まりですけども、それじゃどうかということで、その辺もきちんと要望してまいりました。

ただ、その結果、今、鉄道・運輸機構では個々の家と、じかに交渉をしていると、その防音対策

の内容について。それについては、1軒1軒違うんだということですので、その辺を踏まえまして、またその辺、実際の話、私は騒音基準につきましても、鉄道・運輸機構から数字はもらえなかったものですから、それぞれのところからもらって、実際もらって対応しているというのが実態であります。

そういったことで、もう少し鉄道・運輸機構のほう、スピード感を持ってもらいたいんですけどもなかなか、1軒1軒交渉してるということで一応なんていいですか、時間がかかってるということも聞いてまいったんですけども、一刻も早く対応するように、今、また要望したいと思っています。

以上であります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○16番（新保峰孝君）

トンネル出口といいますか、そういうところの改善は早急にやってもらうことが必要でありますし、日照とか振動の被害もあると思います。市としても、積極的に関係者間の協議に進んで、改善策が早急に実施されるように取り組んでいただきたいと思います。

国民健康保険についてであります。

糸魚川市の国民健康保険における医療費では、高血圧、脳こうそく、虚血性心疾患、糖尿病が県下でも高い状況とのことでありますが、この傾向は改善されているということによろしいんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

山本健康増進課長。〔健康増進課長 山本将世君登壇〕

○健康増進課長（山本将世君）

お答えをいたします。

今、議員おっしゃった部分の中で、虚血性心疾患につきましては、県平均を下回っている状況でございます。他の部分につきましては、議員おっしゃるとおり県平均を上回っている状況でございます。ここ近年につきましてはその傾向に変更はないところでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○16番（新保峰孝君）

原因は、どういうところにあると考えて、どういうふうな対策をとられておりますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

山本健康増進課長。〔健康増進課長 山本将世君登壇〕

○健康増進課長（山本将世君）

お答えをいたします。

やはり、生活習慣が多く関係しているかと思いますが、また高血圧などにつきましては、やはり

濃い味つけ、そういったことによりまして塩分の摂取量が多くなる。そういったことによって、生活習慣病が出てるといような状況でございますし、また運動不足、そういったものも大きく影響しているというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○16番（新保峰孝君）

これらも含めて、健康寿命を延ばすための取り組みで、市民の皆さんに知ってもらおうということ、実際にしてもらおうということが必要ですけども、そのための体制が弱いんじゃないですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

山本健康増進課長。〔健康増進課長 山本将世君登壇〕

○健康増進課長（山本将世君）

お答えをいたします。

まず、職員の部分につきましては、担当ということになりますと、保健師が一番専門職でございますが、そちらの部分につきましては、これまで健診業務の比重が若干、高かった部分がございますけども、それらを委託のほうに比重を高めて、そういった浮いてきた余力につきましては、こういった指導等に当たる形でとらせていただいておりますし、また地区運動推進員、また食生活改善推進委員の皆様方のお力をかりる中で、取り組ませていただいているところでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○16番（新保峰孝君）

体制のほうも、頑張るといってもある程度の限度があると思いますんで、ぜひ、そういう体制の強化ということも図って、これを進めていっていただきたいと思います。必ず、それが結果として出てくるというふうに、私は思います。

病気の早期発見・早期治療が、医療費を抑えるのに必要でありますけども、そのためには検診を受けていただくことが必要であります。現在50%くらいの受診率を、当面65%くらいにまで引き上げるための年次計画、対策、そういったものは立てておりますか。

以前、先進地を伺った際は、50%で5年を超せば医療費が下がってくると。65%まで受診率が上がれば、大幅に下がるというふうなことが言われておりました。

糸魚川市は、どういうふうな取り組みをしておりますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

山本健康増進課長。〔健康増進課長 山本将世君登壇〕

○健康増進課長（山本将世君）

お答えをいたします。

まず、検診を受けていただくためにつきましては、レセプトデータ等が分析できる状況になって

+

おりまして、特定健診を受けた場合と受けてない場合で、3倍近い医療費の開きがあるというような結果も出ております。そういった部分を、市民の皆様方にわかりやすい形、より具体的な形でお示しし、そういった検診の重要性を、まず理解していただくことが大切かというふうに思っております。

また、受けやすい環境整備の中では、休日・日曜日の検診、また夕方の検診、そういった平日ですとなかなか受けられない方々も、受けれるような形の整備をした中で、進めてまいりたいというふうに思っております。

年次計画の部分につきましては、今、データヘルス計画を作成している段階でございまして、その中に、明示をしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○16番（新保峰孝君）

有業率が高いと、医療費が低い傾向にあることは、統計にもあらわれておりますけれども、高齢者の自主活動で体を動かし脳を使うことも、健康寿命を延ばすことに役立つと思います。

総合的に取り組む上で、先ほど答弁にもありましたけども、関係部署間の連携というのは、うまくいっているんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

山本健康増進課長。〔健康増進課長 山本将世君登壇〕

○健康増進課長（山本将世君）

お答えをいたします。

それぞれの、主に今、お話しいただいた部分で言いますと、福祉事務所や生涯学習、また当課等が大きくかかわる部分でございしますが、そういったところにつきましては、事業の担当者レベルでの意見交換なり、そういった情報交換をさせていただいておりますが、先ほど市長答弁の中で申し上げましたように、現在、「健康いといがわ」の「第2次健康いといがわ21」を策定中でございまして、その中で関係課による庁内委員会を設置しております。そこから若干、絞った形の中で進捗状況を管理するための庁内委員会を設置いたしまして、その中で課題、またどういった実践をしていくのか、そういった部分の協議をしてまいりたいというふうに思っているところでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○16番（新保峰孝君）

国保税の関係で、国の負担割合を2分の1に戻すことを求める取り組み。これは、引き続き行ってやられているのか、お聞かせ願いたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

山本健康増進課長。〔健康増進課長 山本将世君登壇〕

○健康増進課長（山本将世君）

お答えをいたします。

2分の1へ戻すというような文言ではございませんが、全国市長会、そういったところを通じる中で、国保財政の財政基盤の安定化ということで、国のほうへは国費の増額等について要望いたしてるところでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○16番（新保峰孝君）

4の、65歳定年制について伺います。

高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律では、支給開始年齢を60歳から65歳まで引き上げるのに伴って、雇用が継続されず年金も支給されないことによる、無収入となる者が生じる可能性があるために、定年の引き上げや定年の定め廃止、継続雇用制度の導入のいずれかの措置の導入を義務づけました。定額部分は2013年4月で引き上げが完了しております。報酬比例部分は2025年4月で引き上げ完了となります。

そうしますと、市職員は10年後には60歳で退職、65歳まで年金が出ないこととなります。条例はありますけれども、雇用と年金支給の接続が、スムーズに行くという根本を踏まえた、わかりやすい再任用基準が必要ではないかと思えます。県職では、希望者はほぼ全員、再任用されるのですが、どのようにお考えでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

岩崎総務課長。〔総務課長 岩崎良之君登壇〕

○総務課長（岩崎良之君）

地方公務員法によりますと、定年退職者の方につきましては、従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め採用することができるという決めに なって ありまして、私どもも、希望がある方については、できるだけ再任用していきたいものはございますが、ただ、ご本人が希望する職種等がございますし、そういうところで、こちらがお願いしたい職種と合わないこともありまして、全員かなわないことがございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○16番（新保峰孝君）

定年になって退職したと。年金が出るまで5年間あると。そういうことをなくするために、再任用というのがあると。基本的にそういうことを置いておかないと、大変だと思うんですね。そういう、基本的には給料は下がったとしても無年金者を出さないと。基本的に、希望者は再任用するということが必要ではないかと思えます。ぜひ、そういうことで取り組んでいただきたいというふ

うに思います。いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

岩崎総務課長。〔総務課長 岩崎良之君登壇〕

○総務課長（岩崎良之君）

お答えします。

今、段階的に年金をもらえる年数が上がってきておりますが、先ほど市長の答弁にもございましたように、再任用職員の増加によりまして、新規採用職員に影響があることから、職員労働組合にも協議いたす中で、年金の支給開始年齢まで再任用でお願いしたいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○16番（新保峰孝君）

基本的なところを踏まえた上で、運用に当たっていただきたいと思います。

現在、職員の一定割合を、障害者雇用に充てるのが義務づけられていると思います。これ、民間であっても、市役所であっても同じことではないかと思いますが、再任用に当たっての、障害者雇用についての考え方はどうなっておりますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

岩崎総務課長。〔総務課長 岩崎良之君登壇〕

○総務課長（岩崎良之君）

障害者雇用については義務づけられておりますので、それに適合するよう努力いたしますし、日頃お願いしている職員で足りない場合は、再任用職員でお願いすることもございます。ただ、今現在、再任用の方でお願いしなくても、基準数には達しております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○16番（新保峰孝君）

この先、年金支給年齢の再延長のようなことも言われている模様であります。雇用と年金支給の接続が、スムーズに行くようにしてもらいたいと思います。

法律の趣旨を理解し、誰もが納得できるように当たってもらいたいということを述べて、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（倉又 稔君）

以上で、新保議員の質問が終わりました。

次に、伊藤文博議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

伊藤議員。〔12番 伊藤文博君登壇〕